

学校法人峯徳学園
川口短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

川口短期大学の概要

設置者 学校法人 峯徳学園
理事長 峯岸 正教
学 長 石井 大貴
A L O 長沼 秀明
開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日
所在地 埼玉県川口市木曾呂 1511

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ビジネス実務学科		100
こども学科		190
	合計	290

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

川口短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月23日付で川口短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「知・徳・技」で、「人格の完成をめざし、学術研究を通じて自己の使命を自覚しその職責を遂行しうる、創造性豊かな、実践的な人材を育成する」という教育理念を明確に示しており、学生便覧やウェブサイト、広報誌等で学内外に公表されている。

地域貢献としては、併設大学とも協働して、地域の地域おこし団体等と連携した活動やシンポジウムに参加し、地域貢献活動を進めている。さらに、環境省と学校法人との間で締結された「国立公園オフィシャルパートナーシップ」に基づき、日本の国立公園の魅力を世界へ向けて発信するとともに国内からの国立公園利用者の拡大と地域の活性化とを図る取組みを積極的に推進している。

教育目的は建学の精神に基づき学則に定められており、短期大学の学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針で示し、受験広報誌 **Guide Book** やウェブサイト等で公表している。

三つの方針は、大学教育3ポリシーの確認・検証・検討委員会において既存の各方針の確認・検証を行った上、一体的に策定されており、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価委員会は規程に基づいて設置されており、自己点検・評価活動のとりまとめを行っている。定期的に自己点検・評価を実施し、報告書をウェブサイト等で公表している。学習成果を焦点とする査定の方法を有し、また、査定の方法を定期的に点検し、教育の質保証のために活用している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果の項目に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にしており、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成等により適宜点検している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は教育課程編成・実施の方針に従って体系的に編成している。

教養教育は、各学科の特性に合わせた科目を設置し、専門教育への関連付けがされている。職業教育については、各学科が主体となり企画や点検・評価を実施し、キャリア支援課やエクステンションセンターとも連携し、より充実した職業教育体制を整えている。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針で示されている諸能力や学習成果に

対応しており、学生募集要項等に明示されている。

学習成果は、学科ごとに具体的に示され、多様な指標により測定可能である。学習成果の獲得状況は、GPA 分布やルーブリック等を活用して評価している。卒業生アンケート、就職先アンケートを実施し、学習成果の点検に活用している。

教員はシラバスに示した方法・基準で成績評価を行い、学生による授業アンケート等で学習成果を確認し授業改善に生かしている。事務職員は、SD 研修会において学習成果や教育目標・目的等について学び、教員とともに学習成果の達成に向けて業務に携わっている。基礎学力が不足する学生に対して授業時間外に個別に指導、進度の速い学生については別途課題を与えるなどして配慮を行っている。

担任（チューター）や学生課、学生相談室を中心に学生支援を行い、悩み事等の相談に応じる体制を整えている。スクールバスの無料運行、短期大学独自の奨学金制度、障がい者用トイレや車いす用スロープの設置等、学習支援も充実している。

学生の就職支援のための組織としてキャリアセンターを設置するほか、就職対策として就職基本講座や学内合同説明会を開催するなど、進路支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、教育目標及び教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。「川口短大紀要」を発行し、研究の成果の蓄積、発信を行い、FD 活動や学生による授業アンケートを活用し、教育活動の改善に努めている。事務組織は、事務関係諸規程を整備し、責任体制を確立し、事務職員は、SD 活動等を通じて能力の向上に努めている。教職員の就業に関しては、就業規則をはじめ各種の労務管理規程を定め、適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、施設設備、その他の物的資源が活用されている。図書館は、蔵書数や施設設備が十分に整備されている。施設設備の維持管理は固定資産管理規程等の各種規程に基づき適切に実施している。防災対策として、危機管理規則等に基づいて、全学的な避難訓練及び消火訓練を毎年定期的に実施している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。

理事長は、学校法人全体の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為の規定に従い、理事会を招集し議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切な運営ができるよう努めている。

学長は、教授会の意見を参酌して最終判断をし、短期大学の運営にリーダーシップを果たしている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、全ての理事会、評議員会に出席し意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員で組織し、私立学校法の規定に従って、適切に機能している。

学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報及び財務等を含む学校法人の情報については、ウェブサイト公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 「かわたんシート」(学修評価表：入学時設定した目標の達成度を学生自身とゼミ担当教員とで確認するもの)は、学習内容の自己評価と次段階の目標の設定に寄与しており、学生の授業の習熟に効果を発揮している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 授業公開に関しては、保護者が参観し短期大学の教育方針を理解してもらう機会を設けている。

(2) 向上・充実に資する課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「知・徳・技」で、「人格の完成をめざし、学術研究を通じて自己の使命を自覚しその職責を遂行しうる、創造性豊かな、実践的な人材を育成する」という教育理念を明確に示している。建学の精神を具現化するために、少人数制で一人ひとりの学生を大切にし、温かいまなざしをもって丁寧に教え育まなければならないという認識に立ち、「一人ひとりへ温かいまなざし」を大学教育のコンセプトとして定めた。学生便覧やウェブサイト、受験広報誌等で学内外に公表されている。

地域貢献としては併設大学とも協働して、地域の地域おこし団体等と連携した活動やシンポジウムに参加し、地域貢献活動を進めている。さらに、環境省と学校法人との間で締結された「国立公園オフィシャルパートナーシップ」に基づき、日本の国立公園の魅力を世界へ向けて発信するとともに国内からの国立公園利用者の拡大と地域の活性化とを図る取組みを積極的に推進している。

教育目的は建学の精神に基づき学則に定められており、「深く専門の学芸を教授研究し、社会の発展に貢献しうる、創造性豊かで実践的な人材を育成するとともに、広く国際社会に目を向けつつ、開かれた大学として地域文化の形成に寄与することを目的とする」とし、学生便覧やウェブサイト等で学内外に公表している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針で示し、ビジネス実務学科、こども学科とも建学の精神を反映したそれぞれの教育目標に基づいて定められており、受験広報誌 **Guide Book** やウェブサイト等で公表している。

三つの方針は、大学教育3ポリシーの確認・検証・検討委員会において既存の各方針の確認・検証を行った上、一体的に策定されており、ウェブサイト等で公表している。

自己点検・評価委員会は規程に基づいて設置されており、自己点検・評価活動のとりまとめを行い、2年に1回、定期的に報告書を作成、公表している。教育の質保証についてFD委員会と連携して分析・評価・改善等を行い、短期大学の改善に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各学科の学習成果に対応している。また、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則上に明確に示している。卒業認定・学位授与の方

針は、各学科における専門教育において求められる知識や態度を示しており、社会的・国際的に適用性がある。卒業認定・学位授与の方針は、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成等により適宜点検している。

教育課程は短期大学設置基準にのっとり、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って編成されている。教養教育は、各学科の特性に合わせた科目を設置し、専門教育への関連付けがされている。職業教育については、各学科が主体となり、企業から講師を招聘して授業を行い現場や業界について生の声を聴くことで働くイメージができるような機会を提供するなど、企画や点検・評価を実施し、キャリア支援課やエクステンションセンターとも連携し、より充実した職業教育体制を整えている。

入学者受入れの方針は、各学科の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応していると同時に、学習成果を獲得するために入学者に求められる高等学校等で身につけた諸能力の把握・評価を示している。入学者受入れの方針はウェブサイトや学生募集要項により学内外に明示されている。入学者受入れの方針を踏まえ、多様な選抜を行い、それぞれの選考基準を設定して公正かつ適正に実施している。入試広報課がアドミッション・オフィスの機能を果たし、受験の問い合わせや高等学校関係者の意見聴取を定期的に行っている。

学習成果は卒業生、退学者、休学者の状況や免許・資格の取得状況、就職状況、単位認定状況の量的な統計数値の動向、学生アンケートによる評価、「かわたんシート（学修評価表）」等、多様な指標により測定可能である。学習成果の獲得状況の測定については、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率に相当する指標に加え、令和5年度からGPA分布、ルーブリックを導入し、活用している。学習成果は量的・質的データに基づき評価されており、可能な範囲で学内外への公表を行っている。

学生の卒業後評価については、卒業生アンケートを実施し、短期大学での学習成果について調査している。また、就職先アンケートを実施し、学習成果の点検に活用している。

教員はシラバスに示された到達目標（学習成果）により学習成果の獲得状況を評価している。学生による授業アンケートを年2回実施し、その結果を踏まえて授業改善に取り組んでいる。事務職員はSD研修会において学習成果や教育目標・目的等について学び、教員とともに学習成果の達成に向けて業務に携わっている。基礎学力が不足する学生に対して授業時間外に個別に指導、進度の速い学生については別途課題を与えるなどして配慮している。担任（チューター）や学生課、学生相談室を中心に学生支援を行い、悩み事等の相談にのる体制を整えている。学生食堂、売店（コンビニエンスストア）を設置している。自宅外通学生には住居の物件を紹介しており、また、スクールバスを無料で運行している。奨学金は日本学生支援機構以外にも短期大学独自の奨学金制度を設けている。

学生の就職支援のための組織としてキャリアセンターを設置するほか、就職対策として就職基本講座や学内合同説明会を開催するなど、進路支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準に定められている教員数を充足している。また、専任教員と非常勤教員は学科ごとの教育研究上の目的及び教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織として配置されている。教員の採用・昇任に関しては運営会議の下に教員選考委

員会を設置し、短期大学設置基準に沿って、独自の教員選考基準と任用規程に基づいて行っている。

専任教員には研究室が整備され、研究、研修する時間の確保に配慮されている。「川口短大紀要」や学会誌への論文投稿や学会発表等を通して研究活動の成果を公表している。また、毎年数名の専任教員が科学研究費補助金の助成事業に採択されている。FD 活動は、FD 委員会を設置し、規定に基づき年 2 回の研修と 1 回の講演会を実施している。専任教員は、教育活動全般にわたって事務職員と連携し、学生の学習成果の獲得に努めている。

事務組織は、事務組織及び事務分掌規則などの事務関係諸規程を整備し、責任体制を確立している。専任事務職員は併設大学と共催の SD 研修会に積極的に参加し、専門的な職能向上に努めている。また、学生の学習成果の獲得向上のため、事務局長をはじめとする事務職員が、教授会をはじめ各委員会に参画し、事務局としての専門的知識やデータに基づき情報の提供を行い、常に緊密に連携をとっている。教職員の就業については、学内規程に基づき適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、バリアフリー対応となっており、適切な面積の運動場及び体育館を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室等を設置し、必要な機器、備品等を整備している。図書館は、適切な面積、蔵書数、座席数等を確保し、購入図書選定システムや廃棄システムを確立している。

経理規程及び有形固定資産管理規程等、諸規程を整備し、施設設備の維持管理を適切に行っている。防災対策としては、危機管理規則及び危機管理マニュアル等を整備し、全学的な避難訓練及び消火訓練を毎年定期的に行っている。

学習成果を獲得させるための技術的資源として、情報メディアセンター、多目的ルーム、音楽教室、ピアノ個人レッスン室等を設置し、適切な維持、管理に努めている。学生が主体的に学習することができる施設として、自習スペースやゼミ室を活用しているが、学生数に対して十分なスペースが確保できていないため、空き時間等に利用できる施設等の設置が望まれる。学内無線 LAN を整備し、学内各所でネットワーク接続が可能となっている。情報セキュリティ対策としては、諸規程を整備し対策を行っている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は私立学校法、寄附行為にのっとり理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しており、理事長のリーダーシップの下で、理事会の業務は適正に行われている。

学長は併設大学の学長を兼ねており、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会の意見を参酌して最終判断をし、リーダーシップを発揮して円滑な運営が行われるよう配慮している。また、教授会、運営会議、委員長会議において学長が議長となり、意思決定の権限を持ちその責任を負っている。これらの議事内容は議事録として記録されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、全ての理事会、評議員会に出席し意見を述べている。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える評議員で組織し、私立学校法の規定に従って、適切に機能している。

情報公開については、学校教育法施行規則に基づく教育情報及び私立学校法に定められた情報を教授会に報告して、ウェブサイトにおいて公表・公開している。